『木造建築物の基本講座（２）』講習会（2023/5/23）質疑回答

この度は講習後のアンケートへのご協力ありがとうございました。
大変多くのご意見いただきありがとうございました。主催者、講師ともに感謝いたしております。
アンケートにいただいておりました質問への回答をさせていただきます。

・わかりやすい講習でしたが、自分でやるのは大変だと感じました。
今後構造設計に依頼することが多くなることが予想されます。構造設計事務所の紹介や相談窓口などを事務所協会として対応していただけるとありがたいです。
→ご意見ありがとうございます。今後の運営の参考とさせていただきます。

・毎回豊富な添付資料で有難いが、非常に枚数が多いため、資料にページを表示した方が良い。（印刷して自習する際、ページ表示があった方が便利）
→ご意見ありがとうございます。より分かりやすい講習を実施するために、次回以降の参考とさせていただきます。

・お話の中に出てきた構造詳細図データの入っているDVD名称を教えて頂けますか。
→「木造住宅建築確認申請用等の構造標準納まり図（A3判17枚）」【公益財団法人日本住宅・木材技術センター】

・伝統工法の荷重計算時の参考データが掲載されている書籍を再度教えてください。
→伝統的構法の荷重の表は参考となりますが、「伝統的構法のための木造耐震設計法」【伝統的構法木造建築物設計マニュアル編集委員会著：学芸出版】等に掲載がありますが、他の類似書籍や実験報告などからも引用が可能なものもあります。

・構造用合板による耐力壁について、耐震補強時は柱間距離は6尺まで認められていたと思います。基準法的には認められない、という事になりますか。
→解説に誤解があったようで申し訳ありません。通常の耐力壁は特記なき場合、面材は条件付きで６０cm、筋違は９０cmが最小で２mまでは認められます。垂れ壁腰壁などは柱の折損の配慮から短いものがあります。ただしアスペクト比に制限がありますので要素ごとにご確認いただくことが望ましいともいます。

・最後の土壁の実物件の試算のお話は、前回のQ&Aに「ZEH等水準の仕様ではない」とあり、方法①「建築物の荷重の実態に応じて計算により求める精緻な方法」で手計算された結果が方法②のZEH水準等の建築物の必要壁量の基準と同じ位の値になったので、現行の必要壁量の基準では、実際の計算をしてみると壁量が足らないのではないかということを指摘しているという理解であっていますでしょうか？理解が疎く申し訳ありません。
→土壁の実例は講師（山中）の実例ですがＺＥＨ水準で設計しているものではありません。法改正後は気候風土型住宅の指定を受けない場合は、事例の荷重へ対してさらに断熱等の荷重が増加されることになります。実例で計算した結果と法改正後がぎりぎり充足しているのは講師（山中）が、法改正に関わらず自主的に現段階の法基準よりも壁量への配慮が強いことから、たまたま充足しています。
今回お示ししたかったことは、改正後の「方法２」の法規が示す必要壁量では完全に不足してしまうが、実荷重に応じて計算した場合は現在の基準程度の壁量であっても、ある程度対応が可能という差を知っていただきたく解説いたしました。

他にもご意見や今後の運営に関する希望など多数いただき誠にありがとうございます
すべてのご意見を委員会として会として参考にさせていただき今後の運営に生かしてまいります
今後ともよろしくお願いいたします。